

## 三次市教育委員会告示第 3 3 号

三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

### 三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、三次市立小学校及び中学校が閉校になる場合、その記念事業を行うことを目的に組織された団体に対し、記念事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則(平成 1 6 年三次市規則第 6 5 号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象団体は、当該年度をもって閉校される学校の学区内の保護者、地域住民、当該学校職員等をもって組織される団体(以下「補助対象団体」という。)とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした団体並びに市及び市の外郭団体から同一事業について補助金又はこれに類する金銭の交付を受けている団体は対象としないものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が閉校を迎える学校の歴史の保存及び閉校を記念するための活動を

行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 閉校となる学校の記念誌の発行に要する経費
- (2) 閉校となる学校の記念碑の建立に要する経費
- (3) 閉校式を行うために必要な経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念事業に要する経費であって、教育長が補助対象経費として適当と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象団体が支出したことが明確に確認できない経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業に直接関係のない経費及び教育長が社会通念上適正でないとして認めた経費  
(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 補助金限度額は、別表に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、1年度において1団体につき1事業とし、同一事業は、後年度において補助しないものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、三次市立学校閉校記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 教育長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市立学校閉校記念事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の変更等）

第9条 交付の決定を受けた申請者は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ三次市立学校閉校記念事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に変更後の内容を記載した書類を添えて教育長に提出し、承認を得なければならない。

2 教育長は、前項の申請を承認したときは、三次市立学校閉校記念事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）を、承認しないときは、三次市立学校閉校記念事業補助金変更等不承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業が完了後速やかに、三次市立学校閉校記念事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 経費を支出したことを証する書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11条 教育長は、前条の実績報告書について内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金額を確定したときは、三次市立学校閉校記念事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市立学校閉校記念事業補助金交付請求書（様式第8号）を教育長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により適正な請求書が提出されたときは、速やかに補助金

を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するために、教育長が特に必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月25日から施行する。

別表（第5条関係）

児童・生徒数	補助限度額
50人未満	500,000円
50人以上100人未満	550,000円
100人以上150人未満	600,000円
150人以上200人未満	650,000円
200人以上	700,000円

様式第 1 号 ( 第 7 条関係 )

三次市立学校閉校記念事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

三次市立学校閉校記念事業補助金を受けたいので、三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 事業の内容


3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係書類

様式第 2 号 ( 第 8 条関係 )

第 号  
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 

三次市立学校閉校記念事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市立学校閉校記念事業補助金については、三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
- 4 その他

様式第3号（第9条関係）

三次市立学校閉校記念事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた三次市立学校閉校記念事業について、次のとおり変更・中止（廃止）したいので、三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更内容

2 変更又は中止（廃止）の理由


3 変更後の補助金申請額 金 円



様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 

三次市立学校閉校記念事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市立学校閉校記念事業の変更・中止（廃止）については、次のとおり承認することと決定したので、三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。


1 承認内容

2 変更後の補助金額 金 円

様式第 5 号 ( 第 9 条関係 )

第 号  
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 

三次市立学校閉校記念事業補助金変更等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市立学校閉校記念事業の変更・中止（廃止）については，次の理由により不承認と決定したので，三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

1 理由

様式第6号(第10条関係)

三次市立学校閉校記念事業補助金実績報告書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

三次市立学校閉校記念事業が完了したので、三次市立学校閉校記念事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日 年 月 日


2 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 経費を支出したことを証する書類
- (4) その他

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 

三次市立学校閉校記念事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した三次市立学校閉校記念事業補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

様式第 8 号 ( 第 1 2 条関係 )

三次市立学校閉校記念事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定  
を受けた、三次市立学校閉校記念事業補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

ふりがな

口座名義

金融機関名

口座種別

口座番号